

2026年1月1日より、

# 「林野火災警報」を運用開始します

対象区域内での

# 火の使用が制限 されます

1月から5月の林野火災多発期に発令指標を満たした場合、林野火災警報等を発令します。該当市町村の地域森林計画対象森林及び国有林内での火の使用が制限されます。

林野火災警報発令中に火の使用制限に従わない場合は、罰則が適用されることがあります。

詳しくは裏面をお読みください。

## 林野火災警報等発令時に制限される火の使用の例



●山林での火入れ



●たき火



●花火や火遊び



●燃えやすい物の  
近くでの喫煙

2025年2月に発生した岩手県大船渡市の大規模林野火災を受け、国により検討された結果、林野火災多発期（1月から5月）に一定の気象条件に達した場合、「林野火災警報」や「林野火災注意報」を発令し、発令中の「屋外における裸火で火の粉が飛散する行為」を制限することで、林野火災予防の実効性を高めることが必要とされました。

# 林野火災警報等の発令と火の使用制限について

林野火災多発期（1月1日～5月31日）に、発令指標を満たした該当市町村に対して林野火災警報等を発令し、対象区域での火の使用が制限されます。

	<b>林野火災警報</b> (2026年1月1日運用開始) 【消防法第22条・火災予防条例第29条】	<b>林野火災注意報</b> (2026年4月運用開始) 【火災予防条例改正予定】
発令指標	以下のいずれかを満たし、 <b>強風注意報</b> の発表がある場合 ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下 ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表 <small>※上記指標に加え、当日の降水状況等を考慮し、発令の判断を行います（林野火災注意報も同様）。</small>	左記の①又は②の条件を満たした場合
対象区域	<b>該当市町村※における「地域森林計画対象森林」及び「国有林」</b> <small>※該当市町村 [多摩市、調布市、羽村市、日野市、武蔵村山市、町田市、東大和市、瑞穂町、八王子市、あきる野市、青梅市、日の出町、檜原村、奥多摩町]</small>	
周知方法	東京消防庁（ホームページ、公式アプリ等）、各自治体（防災行政無線、防災メール等）により、林野火災警報等の発令に関するお知らせします。	
火の使用制限対象	以下の <b>火の使用の制限に従わなければなりません。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 山林、原野等において火入れをしないこと。</li> <li>■ 屋外において、花火（がん具用を含む。）を行わないこと。</li> <li>■ 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと。</li> <li>■ 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと。</li> <li>■ 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 左記の<b>火の使用の制限に従うよう努めなければなりません。</b></li> </ul>
解除基準	発令指標に該当しなくなった場合	
罰則	<b>30万円以下の罰金 又は 拘留</b> <small>【消防法第44条第18号】</small>	—

「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」が対象



※1 伝統行事や地域行事であっても、どんど焼き等の裸火で火の粉が飛散する行為は制限対象となります。

※2 火の粉が飛散しない形態の火を使用する製品等（バーベキュー台、七輪、ガス器具など）を、それぞれの使用方法に従い使用する場合は、制限の対象とはなりません。

## 消防署への届出について（消防活動に支障を及ぼすおそれのある）

火災と見間違えるような「煙」や「火」が出る行為を行う場合は、当該行為を行う3日前までに、管轄の消防署への届出が必要です。また、火災予防条例改正後、1月から5月までの間に対象区域内において裸火を使用し、火の粉が飛散するおそれのある行為を行う場合も、新たに届出の対象となります。詳しくは、東京消防庁ホームページ又は最寄りの消防署へお問合せください。

※ 警報等による火の使用制限は、届出により免除されるわけではありません。

林野火災警報等の詳細は[こちら](#)

